

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成28年6月30日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒601-8206 京都市南区久世大藪町4 6 9 番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 日本板硝子株式会社 京都事業所 事業所長 安東 俊治 電話 075-934-8218					
主たる業種	自動車用安全ガラスの製造				細分類番号	2 1 1 2	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成 26年 4月から平成 29年 3月まで						
基本方針	温室効果ガス排出量は、ガラス1枚当たりの排出を基本に2014年度の実績対比で年率1%以上の削減を目指す						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	25,511.2 トン	25,303.9 トン	25,750.2 トン		0.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	24,234.5 トン	25,303.9 トン	25,750.2 トン		5.3 パーセント	
実績に対する自己評価		生産量の増加、新規設備の設置により、総排出量が増加した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (総排出量/製品出荷量×10)	12.14	12.34	12.57		2.60 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		①新規設備の立ち上り時の稼働率の低下、高難度品の歩留り低下、期末に於ける顧客の生産停止に伴う、生産調整…等、②生産単面積が、0.310㎡/枚から0.315㎡と1.5%増加した為、生産枚数の原単位が悪化した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		61.0 パーセント	61.0 パーセント	61.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	製造課は、引き続き効率化(稼働率・サイクルUP)を実施し原単位の削減、また、ユーティリティー部門でもコンプレッサーの更新など、機器の効率化を図った。					
	(27)年度	新設備を導入(外注先への物流無くす)、高効率モーターへの転換、LED照明への転換等					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	京都市が進めている毎月16日「ノーマイカーデー」に賛同し、取り組んでいます。また新入社員の受入教育及び6月の環境月間の取り組みの一環として各課(部門)の環境教育で奨励しています。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	工場立地条件と勤務体系の制約から主な通勤手段は自家用車(又バイク)で、公共交通のバス(本数少なく夜間無し)は利用者が限られているが、近年は自転車や徒歩通勤が確実に多く成っています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの		トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所で排出される廃棄物の発生源対策並びに徹底した分別の細分化を図り、再資源化及び3Rの推進に努める。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。